

東京労働局労働基準部賃金課が所掌する施策に関する周知・広報活動のための キャラクター（愛称「さいちん犬^{けん}」）の使用規程

（趣旨）

第1条 この規程は、使用者及び労働者、その他国民に対して、東京都最低賃金の周知を図るために、その広報活動の一環として考案したキャラクター（愛称「さいちん犬^{けん}」。以下「キャラクター」という。）を、東京労働局労働基準部賃金課が所掌する施策に関する周知・広報活動のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用途）

第2条 東京労働局労働基準部賃金課が所掌する施策に関する周知・広報活動であつて、最低賃金の広報等東京労働局労働基準部賃金課が所掌する施策に関する内容のリーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物、ぬいぐるみ、着ぐるみ等の立体造形物及び動画、SNS、ホームページ等に使用できるものとする。

（使用制限）

第3条 次に掲げる場合には、キャラクターを使用することはできない。

- 一 営利を目的とする場合。
- 二 第2条に示す用途に反する場合。
- 三 個別の事業における労働基準関係法令等の適法性を保証する目的で使用する場
合。
- 四 その他、不適切な使用と認められる場合。

（使用の中止等）

第4条 キャラクターの使用に関し、前条各号に該当すると認められるときは、その使用を差し止めることができる。

（報告）

第5条 東京労働局以外の第三者は、キャラクターを使用するときは、遅滞なく、「さいちん犬イラスト使用報告書」（別紙）及び使用物品等の現物、写真、又はコピーを東京労働局労働基準部賃金課最低賃金係宛てに郵送又はメールで提出すること。

【必要記載事項】

- 1 所属

2 お名前

3 電話番号、メールアドレス

4 使用内容（リーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物及びホームページに使用する場合は、該当資料の添付又は該当URLを記載すること。）

5 使用期間

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料については、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの形状及び色彩のとおりに使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。

（規程の改定）

第8条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

第9条 この規程は、令和7年12月9日から施行する。

【お問い合わせ先】

東京労働局労働基準部賃金課

電話：03-3512-1614